

令和4年第7回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（16名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	菊地衛	8番	齋藤進
9番	佐々木平嗣	10番	小川正文
11番	佐々木孝二	12番	佐藤直哉
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第87号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第88号 にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第89号 にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 第4 議案第 90号 にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定について
- 第5 議案第 91号 にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
- 第6 議案第 92号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第 93号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第 94号 にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定について
- 第9 議案第 95号 金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第10 議案第 96号 秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について
- 第11 議案第101号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第12 議案第102号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第13 議案第103号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第104号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第105号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第106号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について
- 第17 陳情第 9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
- 第18 陳情第 10号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 第19 陳情第 11号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 第20 継続審査について
陳情第 12号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 第21 議提第 12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 第22 議提第 13号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書
- 第23 議提第 14号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 第24 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（15名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	菊地衛
8 番	齋藤進	9 番	佐々木平嗣
10 番	小川正文	11 番	佐々木孝二
12 番	佐藤直哉	13 番	佐々木春男
14 番	佐々木敏春	15 番	森鉄也
16 番	伊藤竹文		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝	企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

.....

午前10時01分開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） ただいま出席している委員は15名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を行います。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務小委員長。

【総務小委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務小委員長（佐々木敏春君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

令和4年12月2日、当委員会に付託されました事件について、審査を終了していますので報告をいたします。

議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補予算（第12号）及び議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての所管に関する事項について、それぞれ全員の賛成で可決と決しています。

審査内容を報告します。

議案第101号、総務課関係です。

2款1項総務管理費における増額補正は、報酬及び職員手当のほか、通信運搬費などにおける実績見込みによるものとの説明であります。実績見込みが大きく変わったのはなぜかとの委員の質問に対し、特筆される原因によるものではなく、変動は通常範囲内との答弁でありました。

羽後交通が運行する小砂川線において、200円乗車券及び無料乗車券として市が負担している路線バス運賃負担金の増額についての質問に対し、無料乗車券の利用者を見てみると、令和3年度で月平均164人、令和4年度では183人と増加しており、これにより高齢者や免許返納者の増加によるものと考えられるとの答弁であります。

一般国道遊佐象潟道路工事に伴う光ファイバー移設工事に係る工事請負費1,487万円は、国道工事の進捗により翌年度の完成となることから、繰越明許費として補正計上しているとの説明であります。

税務課関係です。

個人市民税現年課税分1,000万円の増額は、課税額の確定によるもので、営業所得、農業所得は落ち込んだものの、給与所得が増加したことによる増との説明であります。

その内訳についての質問に対し、営業所得の落ち込みは15.1%、農業所得は32.9%の減、給与所得は6%増との答弁であります。

個人資産税現年課税分3,000万円の増額は、風力発電施設や新規設備投資など償却資産の増によるものとの説明で、風力発電施設、太陽光発電施設が固定資産に占める状況についての質問について

は、令和4年度に見込んだ風力発電関係の課税標準額は100億円、太陽光関係は60億円になるとの答弁であります。

防災関係であります。

災害対策費における需用費の増額補正は、電気料値上げによる不足分の増額で、防災行政無線、防災倉庫、コミュニティ防災センターにおける電気使用料が対象になるとの答弁であります。

次に、総合政策課関係です。

若者支援住宅整備と運営管理業務に係る債務負担行為の設定について、資機材等高騰の影響や社会情勢の変化を加味するとともに、公共供用計画期間30年間の維持管理と運営費用を含む総額を36億円と算定し、これを限度額として提案しているとの説明であります。

これに対し、委員から、当初の30億円から6億円増額となったのはどの部分に当たるのかとの質問に、おおよその数値として、施設整備で2億6,000万円、金利が1億5,000万円、維持管理が1億9,000万円で、合わせて6億円と算定しているとの答弁であります。

財政課関係です。

ゼロ債務負担行為を積極活用し、発注時期の平準化に取り組むとしております。これにより財政課所管として、第3表債務負担行為補正には令和5年度自動ドア保守管理業務の限度額405万円、令和5年度浄化槽維持管理業務の限度額170万円が挙げられております。2款1項4目11節役務費には、市有地売却に係る媒介手数料として48万4,000円が計上されています。本年9月、不動産会社の仲介により市有地の売買を進める市有地等売却の媒介制度が導入されており、売買が成立した際に支払われる手数料2件分が計上されたもので、そのほか登記事務委託料をはじめ、看板設置、支障木伐採に係る委託料97万円が補正計上されております。

消防本部関係です。

9款1項1目常備消防費10節需用費564万円のうち、消耗品費159万円の増額については、令和5年度新規採用予定の消防吏員の3名分の制服、活動服、防火服等の購入予算との説明であります。

貸与される内訳についての質問に対し、制服夏服用各1式、防寒着、活動服、感染防止衣、防火服一式、装備品一式、救助服一式となっており、採用がある年に採用が決定した段階で補正計上しているとの答弁であります。

議案第106号、総合政策課関係に係る補正は、歳入14款2項1目総務費国庫補助金になります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として735万3,000円が施設等への物価高騰対策事業へ充当されるものであります。令和4年度において実施した新型コロナウイルス感染症対応事業へ充当された地方創生臨時交付金の累計額は、4億336万3,000円になるとの説明でございます。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生小委員長（佐藤直哉君） 去る12月2日に当小委員会に付託となりました事件につきまして、審査の結果をご報告いたします。

議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての所管に関する事項、議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての所管に関する事項の2件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第101号の所管部分のうち、教育委員会教育総務課関係についてでございます。

歳出10款2項1目14節にあります施設整備工事は、平沢小学校の手すり・スロープ設置工事に係るもので、来年度、車椅子を使用している児童が入学する予定のため、バリアフリー化を図るためとの説明でした。工事費と不用額との差額分を増額するとのことでした。

続いて、文化財保護課関係についてでございます。

債務負担行為、行ヒ森遺跡発掘調査業務は、来年度、総合政策課が実施する若者支援住宅整備事業に当たり、今年、埋蔵文化財分布調査を実施した結果、多数の埋蔵文化財が出土したことから発掘調査が必要になったもので、若者支援住宅の造成工事は令和5年9月下旬から予定されており、それまでに発掘調査を終えるには今年度中から入札などの調査の準備を行う必要があるため、債務負担行為の補正をするとの説明でした。

続いて、子育て支援課関係についてでございます。

歳出3款2項1目12節にあります放課後児童健全育成事業委託料は、新型コロナ対策として学童保育クラブの空気清浄器の購入や、各支援員の処遇改善に係る費用との説明でした。

18節にあります保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナ対策として保育所等が購入するマスク・消毒液などに対する補助金と、にかほ保育園が導入する登降園管理等のシステム導入に係る補助金であるとの説明でした。

これらのほか、所管する各施設等において、燃料価格高騰による燃料費と光熱水費の増額がありました。

次に、議案第106号の所管部分のうち、歳出3款1項3目18節にあります障がい支援施設等物価高騰対策事業費補助金、3款1項5目18節にあります介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金、3款2項1目18節にあります放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業費補助金、3款2項2目18節にあります保育所等物価高騰対策事業費補助金は、それぞれ物価高騰に伴い対象となる施設の光熱費等の負担軽減を図るもので、加えて保育所等に対しては給食費の負担軽減をも図り、それぞれの対象施設に交付するもので、これらの財源につきましては、県の補助率は2分の1、市の単独事業分につきましては臨時交付金を充てるとのことでした。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤聡君） それでは、去る令和4年12月2日、当委員会に付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますのでご報告いたします。

議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）については、全員の賛成をもって可決と決しております。

では若干でございますが、審査内容をご報告いたします。

農林水産課関連です。

6款1項3目農業振興費の飼料価格高騰対策事業費補助金は、国事業で、肥料のコスト上昇分に対して、国が70%、にかほ市、由利本荘市とも15%かさ上げ協調するという事です。JA等が主な取りまとめ役となりますが、戸数800から900戸程度を想定しており、概ね本年11月以降の注文分となるようで、最終的な各戸への支払いは3月末を予定しているとのことです。

支援金額の算出方法については、当年分の肥料費に対して、国が定める価格上昇率——これはまだ未確定でございますが、使用料低減率90%から算出され、試算では、当年肥料費50万円として試算すると、市15%分が1万5,000円余り、国70%分が7万2,000円余り、計8万円から9万円くらいが各農業者へ支援されるということでした。

予算計上額は市の15%だけで、当年肥料費、価格上昇率ともに未確定ですが、不足を生じないように、1,662万8,000円で、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するとのことです。

委員からの質問で、5人以上のグループ申請に対して個人での申請はどうなるのかとの質問がありましたが、国の事業要件で5戸以上となっているため1人では申請できませんが、農協等で大きく取りまとめることを想定しているとのことです。

同じく農業経営収入保険加入促進事業費補助金は、収入減収を幅広く補填する保険制度への加入促進を図るもので、前年114名の15%、17名程度を想定しており、助成対象は保険料のうちの掛け捨て分全額とのことです。

予算計上額も新規が15%増える見込みとしており、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するとのことです。

類似制度のならば対策は、米、大豆、麦等に限定した制度であり、本市では高収益作物を含む複合経営の転換を推奨しており、国からもコロナ交付金を活用した加入促進、農業共済からも加入拡大への協力を要請されているところで、本市において支援する方向づけをしたとのことです。

県内でも複数の市町村が実施しているとのことです。

続きまして、建設課関連です。

歳出8款2項5目除雪費10節修繕料300万円の増額に関連して、市で所有している除雪車が24台あ

り、リースしている除雪車は23台、そのうち秋田総合リースが免責要件として15万円、東亜リースが30万円となっておりますが、管理する道路工作物については保険の対象外ということでした。

また、8款5項1目住宅管理費10節修繕料450万円に関連いたしまして、エアコンの設置についてはどの質問がございましたが、現在、個人で設置していただいている入居者もいらっしゃいますので、今後、市でエアコンを設置する考えはないとのことでした。

また、これに関連し、現在、公営住宅等の長寿命化計画を策定中で、その中で公営住宅等の適正管理戸数を算出することになるが、恐らく供給過多となると思われるので、それに伴い、住宅の用途廃止を検討していかなければならないとも考えているという発言がありました。

また、金浦市民サービスセンター及び商工観光部スポーツ振興課関連では、人件費の増額補正がありました。各施設を管理するシルバー人材センターの人件費が、以前は1時間当たり968円であったものが、新しい単価として1時間当たり1,033円になったための増額補正であるということです。

また、金浦市民サービスセンターでは、電気光熱費の負担増に伴う増額補正がなされましたが、市民に不快を与えないような工夫をしながら節減しているところがうかがえました。

以上で、若干ではありますが、当委員会に付託されました事件についての審査内容をご報告いたします。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第101号の討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第101号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第101号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第106号の討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について各小委員長の報告は可決です。議案第106号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第106号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これで本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前10時26分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時27分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第87号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第16、議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてまでの議案16件、日程第17、陳情第9号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情から日程第19、陳情第11号までの陳情3件、計19件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務常任委員長。

【総務常任委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務常任委員長（番佐々木敏春君） それでは、令和4年12月2日、当委員会に付託された事件について、審査が終了していますので報告します。

議案第88号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第89号にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第90号にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定について、議案第91号にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について、議案第94号にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定について及び議案第95号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結について、いずれにつきましても全員の賛成で可決と決しております。

審査内容について報告いたします。

初めに、議案第88号についてであります。

本年4月6日に公職選挙法施行令の改正が施行され、国の選挙運動に関する公営に要する経費の限度額が引き上げられております。これまで本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担については、国の額に準じ同額とすることで、単価根拠の明確化を図ってきていることから、このたびにおいても国の基準に合わせて条例を改正するとの説明であります。

次に、議案第89号です。

にかほ市職員の定年制導入については、地方公務員の定年を段階的に引き上げるとする改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、管理監督職務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給与の7割措置などの導入を図り、国に準じた制度として条例制定を行うとの説明であります。

委員からは、定年延長に伴い、定員管理に課題が出てくるのではとの質問がありました。

これに対し、段階的な引き上げを行う間は、組織的に人員が膨らむことになるが、厚くなったマンパワーを生かして、デジタル化の推進など行政基盤の整備・構築に集中的に取り組むたいとの答弁であります。

次に、議案第90号であります。

にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定についての説明に対し、質疑は特段ありませんでした。

議案第91号にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についての説明に対し、委員からは、高齢者部分休業制度は以前からある制度ではあるが、なぜ今、条例制定することになったのかとの質問に対し、この制度は地方公務法上は以前からある制度ではあり、既に導入している自治体もあるが、今回の定年引き上げに合わせ、高齢期にある職員の多様な働き方を可能にする必要があると判断したとの答弁であります。

次に、議案第94号です。風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定についてであります。

今回の条例制定では、平成24年策定のにかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン、あるいは平成28年のにかほ市再生可能エネルギー利用施設の設置に関するガイドラインなど、これまでのガイドラインより、より効力のあるものとして整備するために、事業者が遵守する事項や規定の重みを高め、拘束力ある規制をかけようとするものであるとの説明であります。

委員からは、今既にある既存の施設は条例に該当することになるのかとの質問があり、これについては、今回の条例にはうたわれていなく、当面、話し合いによる取り扱いとなるが、このたびの条例は施行状況を見ながら見直すこととしているので、早めに検討し対処したいとの答弁であります。

議案第95号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

J Rとの工事施工に関する協定は、協定金額1億5,798万8,600円で令和3年3月の定例会で議決され、締結されています。今回、工事の合理化により工事金額が大幅に減額となったことから、協定を一部変更するものとの説明であります。

変更後の金額は1億3,695万5,055円で、2,103万3,545円の減額になるものです。

協定金額が減額になった工事の合理化の内容についての質問がありました。

当初の計画では、補強工事のための足場仮設と塗装工事のための足場仮設がそれぞれ別に見込まれていたものが、補強工事と塗装工事が連続で実施されたことにより、足場の共有と工事期間の短縮が図られたことによるとの答弁であります。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐藤直哉君） 去る12月2日に当委員会に付託となりました事件につきま

して、審査の結果をご報告いたします。

議案第87号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議案第92号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第93号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、議案第102号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての議案4件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。陳情第9号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第10号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情、陳情第11号介護保険制度の改善を求める陳情書の陳情3件につきましては、いずれも全員の賛成により採択と決しております。陳情第12号学校部活動の地域移行に関する陳情書につきましては、継続審査と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第87号についてでございます。

この条例改正は、マイナンバーカードを使用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けること、いわゆるコンビニ交付ができるようにすることと、性の多様化へ配慮し、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するため、第7条、第16条について改正しようとするものです。

次に、議案第92号についてでございます。

この条例改正は、住民票謄本の交付手数料が現行では世帯員4人までが1通につき200円、5人以上では400円と定められているところ、令和5年3月に運用開始予定のコンビニ交付のシステムでは、同じ証明書を世帯員数によって異なる金額には設定できないことから、世帯員数にかかわらず一律200円とするため、第2条別表について改正しようとするものです。

次に、議案第93号についてでございます。

この条例改正は、釜ヶ台地区にある老人憩の家はんの木を用途廃止するため、第2条、第6条別表について改正しようとするものです。

昭和55年に建築された老人憩の家はんの木は、老朽化が進み、現在ではほとんど利用がなく、これまで会場として利用されていた選挙事務や住民健診は、ほかの施設でも実施可能とのこと。また、釜ヶ台地区の四つの自治会会長との無償譲渡も含めた施設利用についての協議では、地区での利用や譲渡の引き受けの意向はないものの、建物は何らかの形で活用して地域に残してほしいとの要望があったことから、老人憩の家としての用途を廃止し、普通財産として財政課に所管替えをしてから活用を協議してもらうとの説明でした。

次に、陳情第9号から陳情第11号までの陳情3件についてでございます。

これらの陳情は、これまでも同様のものが採択されてきた経緯、また、願意の妥当性が認められることから、それぞれ採択すべきものとして一致したところであります。

次に、陳情第12号についてでございます。

この陳情にあります学校部活動につきましては、現在、スポーツ庁と文化庁がガイドラインを策定するための意見募集を行っている途中であることから、継続審査とすることに決しました。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤聡君） それでは、令和4年12月2日、当委員会に付託されました下記事件について、審査を終了しておりますのでご報告いたします。

議案第96号秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議については、全員の賛成をもって可決としております。議案第103号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、全員の賛成をもって可決としております。議案第104号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、全員の賛成をもって可決としております。議案第105号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、こちらも全員の賛成をもって可決としております。

それでは、審査内容を若干ご説明いたします。

議案第96号秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について、こちらは秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するに当たり、基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議については、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるとのことでした。

この連携協約は、今後さらに予想される人口減少により、人材確保の問題など、将来にわたり住民サービスの水準を維持していくためには、広域化・共同化の一層の推進が必要とされているとのことでした。

スキームについては、お手元のタブレットの中にも資料の方が入っているかと思われませんが、ほぼ、主にサービス、もしくは——こちらの方はサービス等についての意見を求めていくなどとなっております。委員からは、この連携協約は出資というものがあるが、第三セクターのようなものになるのかとの質問がございました。

第三セクターというものではなく、官が出資割合として51%、民が49%とし、当面の運転資金として資本金を総額1億円とするものです。生活排水処理人口の割合で各自治体が負担することになっており、にかほ市は約81万円くらいになる予定だそうですとの回答でした。

また、職員の出向については、当面、にかほ市ではないと思われるが、職員の派遣に関して、特定法人への派遣の場合は退職派遣となり、派遣期間は3年以内と決まっております。戻ってくる際には、今までどおりの待遇で差別のないようになっているとのことでした。

また、この協議によって、ほかの自治体との料金に合わせて料金改定を行うことはなく、料金に関しては、にかほ市独自で設定していくとの回答でした。

次に、議案第103号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、また、議案第104号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）並びに議案第105号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、以上の3件については、補正額は燃料費、また燃料等光熱費の上昇に伴う不足分の増額補正となっております。

この中で、委員からの質問で、電気料金、動力料金が、燃料費が上がっているが、来年度もこのまま上がる計算でみているのかとの質問がございました。

冬期間もこのままの状況を想定しておりますが、4月からの予算要求時も、水道事業に関してはこれを反映した予算算定をしてかなければならないとの回答がございました。

以上、当委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 令和4年12月2日、一般会計予算特別委員会に付託されました議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について、2件の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第101号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第106号は、全員の賛成で可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第87号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案における委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号にかほ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号にかほ市職員の降給の事由に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号にかほ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第94号にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第94号の討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第95号金浦駅こ線人道橋補修・補強工事の施行に関する協定の一部を変更する協定の締結についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第96号秋田県及びにかほ市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第96号の討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第101号に対する討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第102号の討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第103号の討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第104号の討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第105号の討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第106号に対する討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めま

す。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号介護保険制度の改善を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20、継続審査についてを議題とします。

教育民生委員長から、委員会において審査中の陳情第12号学校部活動の地域移行に関する陳情書について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、陳情第12号については、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、議提第12号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書から日程第23、議提第14号介護保険制度の改善を求める意見書までの3件を一括議題とします。

議提第12号から議提第14号までの3件について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番佐

藤直哉議員。

【12番（佐藤直哉君）登壇】

●12番（佐藤直哉君） 議提第12号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月9日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく菊地衛、同じく佐々木春男、同じく小川正文。

内容は、別紙のとおりです。

提出先は、内閣総理大臣ほか関係大臣です。

議提第13号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月9日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく菊地衛、同じく佐々木春男、同じく小川正文。

内容は、別紙のとおりです。

提出先は、内閣総理大臣ほか関係大臣です。

議提第14号介護保険制度の改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月9日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく菊地衛、同じく佐々木春男、同じく小川正文。

内容は、別紙のとおりです。

提出先は、衆参両議院議長と内閣総理大臣ほか関係大臣です。

●議長（宮崎信一君） これから議提第12号から議提第14号までの3件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号から議提第14号までの3件についての質疑を終わります。

これから議提第12号から議提第14号までの3件についての討論、採決を行います。

初めに、議提第12号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第14号介護保険制度の改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第14号の討論を終わります。

これから議提第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後11時09分 閉 会